

## 安全データシート(SDS)

## 1. 製品及び会社情報

製品名	塩酸（合成塩酸）
会社名	異合成化学株式会社
住所	大阪府大阪市西成区北津守4丁目4番21号
担当部門	商品管理部
担当者	商品管理部工場長
電話番号	06-6561-8812
FAX番号	06-6561-5586
推奨用途	中和、pH調整、排水処理、金属加工、イオン交換樹脂の再生、化学品の原材料、 医農薬品の製造、等
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は、化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物理化学的危険性

金属腐食性物質 : 区分1

## 健康有害性

急性毒性－経口 : 区分4

急性毒性－吸入;ミスト : 区分4

皮膚腐食性/刺激性 : 区分1

眼に対する重篤な

損傷性/刺激性 : 区分1

特定標的臓器毒性 : 区分1(呼吸器系)

(単回ばく露)

特定標的臓器毒性 : 区分1(呼吸器系・歯)

(反復ばく露)

誤えん有害性 : 区分1

## 環境に対する有害性

水生環境－短期(急性) : 区分1

&lt;上記で記載がない危険有害性は、「区分に該当しない」か「分類できない」&gt;

## GHSラベル要素

## 絵表示



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報	: 金属腐食のおそれ 飲み込むと有害 吸入すると有害(ミスト) 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 重篤な眼の損傷 呼吸器系の障害(既知の部位は「11. 有害性情報」に明記する) 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ 水生生物に非常に強い毒性
注意書き	
【安全対策】(予防策)	: 保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入をしないこと。 屋外又は換気のよい場所でのみ使用すること。 取扱い後は手、顔などをよく洗うこと。 他の容器に移し替えないこと。 環境への放出を避けること。
【応急措置】(対応)	: 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。 ばく露又はその懸念がある場合、直ちに医師の診察、手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 漏出物を回収すること。 吸入した場合 — 被災者を空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師に連絡すること。 皮膚又は毛に付着した場合 — 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 眼に入った場合 — 水で数分間注意深く洗うこと。つぎにコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。 飲み込んだ場合 — 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
【保管】	: 施錠して保管すること。 耐腐食性／耐腐食性内張りのある容器に保管すること。
【廃棄】	: 内容物や容器を関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、外部に委託するときは、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
GHS分類区分に該当しない 他の危険有害性	: 多くの金属を腐食して水素ガスを発生し、空気と混合して引火・爆発することがある。
重要な兆候及び想定される 非常事態の概要	: 眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起すことがある。この物質は肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。また歯を侵食することがある。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	：混合物	
化学名又は一般名 (慣用名又は別名)	：塩酸 塩化水素水溶液、塩化水素酸	
成分名	：塩化水素	水
化学特性(化学式等)	：HCl	H <sub>2</sub> O
濃度又は濃度範囲(含有率)	：35.0%以上	65.0%以下
官報公示整理番号(化審法)	：I - 215	該当しない
CAS No.	：7647-01-0	7732-18-5
労働安全衛生法	：309	該当しない
TSCA 登録の有無	：あり	あり

## 4. 応急措置

吸入した場合	：被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ安静にする。 呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。 呼吸が弱かったり、止まったりしている場合は、衣類を緩め、呼吸気道を確保したうえで、人工呼吸(又は酸素吸入)を行う。 身体を毛布等で覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	：汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。再使用する場合には洗濯すること。 直ちに洗浄を始め、付着した製品を多量の水(又は微温湯)を使ってよく洗い流す。 洗浄を始めるのが遅れ、不十分だと皮膚の障害を生じるおそれがある。 応急措置をした後、直ちに医師の診察を受ける。
眼に入った場合	：直ちに多量の水道水(流水)で15分以上洗眼(まぶたの隅々まで)する。 コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 洗浄を始めるのが遅れ、不十分だと不可逆的な眼の障害を生じるおそれがある。 応急措置をした後、直ちに医師の診察を受ける。 すぐに痛みが無く視力に影響がなくても障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受けること。
飲み込んだ場合	：被災者に意識のある場合は、水でよく口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水又は牛乳等を飲ませ、直ちに 医師の診察を受ける。 無理に吐かせてはならない。 被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	：眼、皮膚、気道に対して腐食性を示し、高濃度のガスを吸入すると、肺気腫を起こすことがある。この物質は肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。また歯を侵食することがある。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	：救助者はゴム手袋と密閉ゴーグル等の保護具を着用する。 救助者は被災者に触れないようにして、手持ちホースからの大量の水で有害物質を洗い落とす。
医師に対する特別注意事項	：情報なし。

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤** : 棒状水、霧状水 この製品自体は燃焼しない。
- 使ってはならない消火剤** : 特になし。
- 火災時の特有の危険有害性** : 塩酸は爆発性でも引火性でもないが、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。
- 特有の消火方法** : この製品は不燃性ではあるが、周辺火災の場合、以下の措置を行う。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。  
危険なくできるときは、燃焼の供給源を速やかに止める。  
移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
容器、周囲の設備などに散水して冷却する。  
消火活動は可能な限り風上から行う。
- 消火活動を行なう者の特別な保護具及び予防措置** : 消火活動の際は、状況に応じた保護具を必ず着用する。  
燃焼又は高温により有毒なガス(塩化水素)が生成するので、呼吸保護具を着用する。
- 

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** : 漏れた場所の周辺から人を退避させるとともに、危険性、有害性を知らせる。  
直ちに漏出した場所の周辺に適切な距離をおき、ロープを張るなどして、漏液区画として隔離する。  
作業の際は保護具を着用し、飛沫などが皮膚に付着したりガスを吸入しないようにする。  
風上から作業をし、風下の人を退避させる。
- 環境に対する注意事項** : 悪臭、有害性、又は刺激性が強いため、周辺の住民に漏洩の起きたことを通知するなどの適切な措置を行う。  
流出した製品が河川などに排出されて、環境への影響を起こさないようにする。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材** : 少量の場合、漏洩した液は乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる耐腐食性の容器に回収する。  
大量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。  
本製品は強酸なので、徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し多量の水で洗い流す。  
濃厚な廃液を下水溝、表流水、地下水に流してはいけない。
- 二次災害の防止策** : 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
危険なくできるときは、漏出源を遮断し、漏れを止める。
- 

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い**
- 技術的対策** : 取扱い場所は換気をよくし、漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりにミストを発生させない。  
吸入、皮膚への接触を防ぎ、又、眼に入らないように適切な保護具を着用する。  
取扱い場所の近くには、手洗い、洗眼などの設備を設け、取扱い後に手、顔などをよく洗う。
- 局所排気・全体換気** : 取扱う場合は、局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で取扱う。

注意事項	: 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりにミストが発生しないように取扱う。
安全取扱い注意事項	: 鉄などを錆びさせるため、設備には防錆加工が必要である。 金属と反応するので、適切な材質を選択する。 眼、皮膚、衣類に付けないこと。
接触回避	: 酸性なので、アルカリ性の製品との接触を避ける。
衛生対策	: 作業後、手をよく洗い、うがいをしてから飲食等をする。
保管	
安全な保管条件	: 直射日光を避け、換気のよい冷暗所に保管する。 密栓した容器に保管する。 アルカリと一緒に保管してはならない。 劇物に該当するので、施錠できる場所に保管する。 法規に規定された基準に従って保管する。
安全な容器包装材料	: 材質については腐食性が強いので、铸铁製のものは使用できない。 ゴムライニングの鉄製タンク、又はFRP製タンク、ポリエチレン製容器に保存する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	: 設定されていない。
許容濃度	
日本産業衛生学会	: 最大許容濃度 2ppm
ACGIH	: Ceiling limit 2ppm
設備対策	: 取扱い場所には全体換気装置を設置する。 密閉された装置、機器、又は局所排気装置を使用する。 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い及び洗眼設備を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 酸性ガス用防毒マスク(状況に応じ、送気マスク、空気呼吸器等)を着用する。
眼、顔面の保護具	: 不浸透性のゴーグル型保護眼鏡又は保護面(防災面)
手の保護具	: ゴム又は樹脂製の耐酸性手袋(不浸透性)
皮膚及び身体の保護具	: 保護衣および保護長靴、保護前掛け(不浸透性)

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 発煙性の液体
色	: 無色又は淡黄色透明
臭い(臭いの閾値)	: 刺激臭
融点/凝固点	: -34℃ (濃度 35%)
沸点又は初留点 及び沸点範囲	: 残留液 58℃、留出液 108℃ (濃度 35%)
可燃性	: 不燃性
爆発下限界及び上限界 /可燃限界	: データなし
引火点	: 不燃性
自然発火点	: 不燃性

分解温度	: データなし
pH	: 強酸性
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水に完全に溶解する。
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
蒸気圧	: 1.41 kPa (20℃、濃度30%)
密度及び／又は相対密度	: 1.18 (15℃、濃度35%) (比重)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: 該当しない

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: 製品自体は不燃性であり、それ自身は燃えない。 酸化剤と激しく反応し、有毒なガス(塩素)を生成する。 アルカリと激しく反応して発熱し、腐食性を示す。 クロム酸塩、過マンガン酸塩、過硫酸塩と反応して塩素を発生する。また、金属の過酸化物と反応して、その塩化物と塩素を発生する。 強酸性水溶液で、多くの金属と反応して、塩化物と水素ガスを発生する。
化学的安定性	: 保管の項目記載の条件下では安定である。
危険有害反応可能性	: 水を含むので、禁水性物質と接触すると、発火、爆発の危険性がある。 強酸性水溶液で、多くの金属と反応して塩化物と水素ガスを発生する。この水素と空気が混合して爆発性混合気体を生ずる。 クロム酸塩、過マンガン酸塩、過硫酸塩と反応して塩素を発生する。 また金属の過酸化物と反応して、その塩化物と塩素を発生する。
避けるべき条件	: 直射日光、高温体との接触を避ける。
混触危険物質	: 可燃性物質、還元性物質、酸化剤、強塩基、銅、銅合金、アルミニウム、スチール等の金属との接触。
危険有害な分解生成物	: 酸化剤と反応して塩素ガスを生成する。多くの金属を侵し、可燃性の気体(水素)を発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性	
経口	: (ラット 経口: LD <sub>50</sub> 238 - 277 mg/kg) に対して、本銘柄<塩酸(30 - 38%濃度)>においては、混合物の成分に基づく分類を適用した結果(加算式換算値: 30%濃度で LD <sub>50</sub> =793~923mg/kg、38%濃度で LD <sub>50</sub> =626~729mg/kg)より、「区分4」とした。(日本ソーダ工業会 SDS: 2021)
吸入(ガス)	: 本製品はGHSの定義では液体に該当するので、「区分に該当しない」とした。(日本ソーダ工業会 SDS: 2021)
吸入(ミスト)	: ラット LC <sub>50</sub> (1hr) = 1.68 mg/L に対して、本銘柄<塩酸(30 - 38%濃度)>においては、上記数値の4hr換算値 0.42mg/Lから、混合物の成分に基づく分類を適用した結果(加算式換算値: 30%濃度で LC <sub>50</sub> =1.4mg/L、38%濃度で LC <sub>50</sub> =1.1mg/L)より、「区分4」とした。(日本ソーダ工業会 SDS: 2021)

<p><b>皮膚腐食性／刺激性</b> (塩化水素)</p>	<p>: ヒト 軽度～重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告がある。                  マウスあるいはラット 5～30分のばく露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍や薬傷を起こした報告がある。                  ウサギ 1～4時間のばく露により濃度次第で腐食性を認めた。                  以上のことから本物質は腐食性を有すると考えられるので「区分1」とした。(NITE:2009)</p>
<p><b>眼に対する重篤な損傷</b> ／<b>眼刺激性</b> (塩化水素)</p>	<p>: 皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸ばく露による。                  ウサギを含めた複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激又は損傷性、腐食性を示すとの記述があり、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されているので、「区分1」とした。なおEU分類ではC、R34に分類されている。                  (NITE : 2009)</p>
<p><b>呼吸器感作性</b> 又は<b>皮膚感作性</b></p>	<p>: 塩化水素は反応性気道機能障害症候&lt;RADS&gt;を引き起こす物質、または刺激物質誘導喘息物質として知られている。この種の喘息は感作性を持つアレルギー性職業喘息とは異なるため、塩化水素は「感作」プロセスのない非アレルギー喘息因子である。他方、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーに関するリストでは、塩化水素は、感作性化学物質のひとつとしてリストアップされている。しかしながらその根拠となったと思われる国際喘息ガイドライン&lt;GINA&gt;の塩化水素に関する情報でもRADSとしているため、塩化水素は呼吸器感作性物質ではない。米国産業衛生専門家会議&lt;ACGIH&gt;は、塩化水素を気道感作性であるとするデータは十分ではないとして、感作性があるとはしていない。欧州CLP規則附属VIのAnnex(危険物リスト)において、塩化水素は収載されているが、呼吸器感作性に関しては指摘がない。すなわち欧州では塩化水素を呼吸器感作性とはしていない。以上のことから「分類できない」とした。(日本ソーダ工業会 SDS : 2021)</p>
<p><b>生殖細胞変異原性</b> (塩化水素)</p>	<p>: in vivo の試験のデータがないため「分類できない」。なお、Ames試験では陰性、in vitro 染色体異常試験では低pHに起因する偽陽性が得られている。(NITE:2009)</p>
<p><b>発がん性</b> (塩化水素)</p>	<p>: IARCによりGroup 3(1992年)、ACGIHによりA4(2003年)に分類に基づき「区分に該当しない」とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がんを示唆するヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素ばく露との関係に否定的である証拠はなく、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素ばく露との関係に否定的である。(NITE:2009)</p>
<p><b>生殖毒性</b></p>	<p>: マウス 複数の妊娠期投与試験において、児動物の発生に対する影響は認められない。また親動物の性機能、生殖能力に対する影響については知見がないため、「分類できない」とした。</p>
<p><b>特定標的臓器毒性</b> (単回ばく露) (塩化水素)</p>	<p>: ヒトで吸入ばく露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。また動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている。                  以上のことから「区分1(呼吸器系)」とした。(NITE:2009)</p>
<p><b>特定標的臓器毒性</b> (反復ばく露) (塩化水素)</p>	<p>: ヒトで反復ばく露を受け、侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている。                  以上のことから「区分1(呼吸器系・歯)」とした。(NITE:2009)</p>
<p><b>誤えん有害性</b></p>	<p>: 塩化水素は気体であるため、GHS区分に該当しないであるが、塩酸(塩化水素水溶液)の蒸気にばく露したり、飲み込んだ塩酸を気道に吸引した場合には化学性肺炎を起こす可能性があるため、「区分1」とした。</p>

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

#### 水生環境有害性

##### 短期(急性)

##### 魚

##### (塩化水素)

: マス LC<sub>50</sub> (96hr) 7.45mg/L (pH4.12、硬水)、LC<sub>50</sub> (96hr) 10.3mg/L (pH3.98、軟水)、ブルーギル LC<sub>50</sub> (48h) 55.1- 30.9mg/L (pH3.25-3.5)、金魚 LC<sub>50</sub> 178mg/L (日本ソーダ工業会 SDS : 2021)

##### 甲殻類

##### (塩化水素)

: イソガニ LC<sub>50</sub> (48h) 240mg/L、オオミジンコ LC<sub>50</sub> (48h) 0.492mg/L 以上のデータから水生環境有害性 短期(急性)は「区分1」とした。  
(日本ソーダ工業会 SDS : 2021)

##### 長期(慢性)

##### (塩化水素)

: 水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、「区分に該当しない」とした。  
(日本ソーダ工業会 SDS : 2021)

#### 残留性・分解性

: データなし

#### 生態蓄積性

: データなし

#### 土壌中の移動性

: データなし

#### オゾン層への有害性

: モントリオール議定書に指定された物質に該当しない。

#### 他の有害影響

: 知見のない項目が多いので、一般環境内への廃棄は行わない。

## 13. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

: 毒物および劇物の廃棄方法に関する基準に従って、無害化してから廃棄する。都道府県知事の許可を得た廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。

#### 汚染容器及び包装の安全、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

: 空の汚染容器・包装を廃棄する場合は内容物を完全に除去した後、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

#### 国連番号

: UN1789

#### 品名(国際輸送品名)

: Hydrochloric Acid

#### 国連分類

: Class 8

#### 容器等級

: Group II

#### 海洋汚染物質

: 該当する。

### 国内規則

#### 海上規制情報

: 船舶安全法の規定に従う。

#### 国連番号

: UN1789

#### 品名(国際輸送品名)

: 塩酸

#### 国連分類

: Class 8

#### 容器等級

: Group II

#### 海洋汚染物質

: 該当する。(GHS分類による環境有害物質)、Z類物質

航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
国連番号	: UN1789
品名(国際輸送品名)	: 塩酸
国連分類	: Class 8
容器等級	: Group II
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	: 容器の破損、漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないよう積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。 法規に規定された基準に従って、包装、表示、輸送する。 車両による運搬時は、運転者に必ずイエローカードを携帯させる。 タンクローリー等への充填、積み降ろし時はローリーを平坦な場所に停止させ、車止めをして、タンクローリーの許容圧力以下の圧縮空気又はポンプを用いて行う。
緊急時応急措置指針番号	: 157

## 15. 適用法令

化学物質管理促進法 (PRTR法)	: 指定化学物質に該当しない。
毒物及び劇物取締法	: 劇物 16. 塩化水素を含有する製剤（ただし10%以下を含有するものを除く） (政令第2条第1項)
労働安全衛生法	
表示及び通知対象物質	: 309 塩化水素 (第57条の2、衛生規則別表第2)
特定化学物質	: 第3類物質 塩化水素 (施行令別表第3)
労働安全衛生規則	: 腐食性液体 (第326条)
不浸透性の保護具等の 使用義務物質	: 該当 塩化水素 (特化則等)
大気汚染防止法	: 特定物質 (法第17条第1項、政令第10条) 排出規制物質(有害物質) (法第2条第1項3、政令第1条)
水質汚濁防止法	: 指定施設 (法第2条第4項) 指定物質 5. 塩化水素 (施行令第3条の3)
その他の法令	
海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律	: 有害液体物質 Z類物質
船舶安全法	: 腐食性物質
港則法	: 腐食性物質
航空法	: 腐食性物質
労働基準法	: 疾病化学物質
廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	: 特別管理産業廃棄物
有害物質を含有する家庭 用品の規制に関する法律	: 有害物質
食品衛生法	: 人の健康を損なうおそれのない添加物
道路法	: 車両の通行の制限

## 16. その他の情報

### 参考文献

1. ソーダ技術ハンドブック 2009(446-448頁、日本ソーダ工業会編、2009)
2. 危険物ハンドブック（ギュンター・ホンメル編、1991）
3. 化学防災指針集成（日本化学会編 丸善、1996）
4. OECD:SIDS initial Assessment Report(2002)
5. HSDB : Hazardous Substances Data Bank（NLM、2007）
6. ACGIH（2021）

### その他

Registry of Toxic Effects of Chemical Substances, NIOSH(2006) STN INTERNATIONAL

GHS分類対象物質一覧～GHS分類結果(NITE)

ISCS 国際化学物質安全性カード(WHO/IPCS/ILO)

産業中毒便覧(医歯薬出版、1994)

日本産業衛生学雑誌 vol.62(2020)許容濃度の勧告

National Academies Press(US);2004

欧州CLP規則附属VI 第15次 ATP(2020)

緊急時応急措置指針(ERG2020版)(一社)日本化学工業協会編(2021)

日本ソーダ工業会SDS(2021)

### (塩化水素)

ACGIH, TLVs and BEIs Based on the Documentation of the Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices(2009)

産業衛生学雑誌 Vol. 50(2008)

緊急時応急措置指針「改訂版」(社)日本化学工業会(2003)(原著:北米緊急時応急措置指針 2000年版)

GHS 分類対象物質一覧～GHS 分類結果(NITE)

作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)平成16年10月1日改正(厚生労働省告示第369号)

SIDS Dataset

IARC vol 54(1992)

### その他

: SDSは事業者を対象とした文書です。

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。

また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。

重要な決定等に利用される場合には、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめることをお勧めします。記載のデータや評価に関してはいかなる保証をするものではありません。

また、記載事項は通常の手配を対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たな用途・用法に適した安全対策を実施した上、お取扱い願います。当製品の譲渡時には本SDSを添付してください。